



韓国の歯科衛生士の活動

釜山大学校 予防と社会歯医学教室

博士課程 金世妍

齒科診療協力者

口腔保健教育家



予防専門家

医療技士等に関する法律

「医療技士」とは、医師又は歯科医師の指導の下で診療や 医化学的 検査に 従事する者をいう。

歯科衛生士：歯と口腔疾患の予防と衛生管理等

医療技士等に関する法律施行令第2条第1項第6号

歯科衛生士：歯石等沈着物の除去、フッ化物塗布、一時的充填、一時的付着物装着・除去、歯の印象、矯正用弧線の装着・除去、その他の歯と口腔疾患の予防と衛生に関する業務。

この場合、「医療法」第37条第1項の規定による安全管理基準に合わせて診断用放射線発生装置を設置した保健機関または医療機関で口内診断用放射線撮影業務を行うことができる。

歯科衛生士の業務

- 歯石の除去
- フッ化物塗布
- 歯・口腔疾患の予防に関する業務
- 一時的充填
- 一時的付着物装着・除去
- 歯の印象
- 矯正用弧線の装着・除去
- 口内に診断用放射線撮影
- 診療補助



歯科衛生士の教育制度

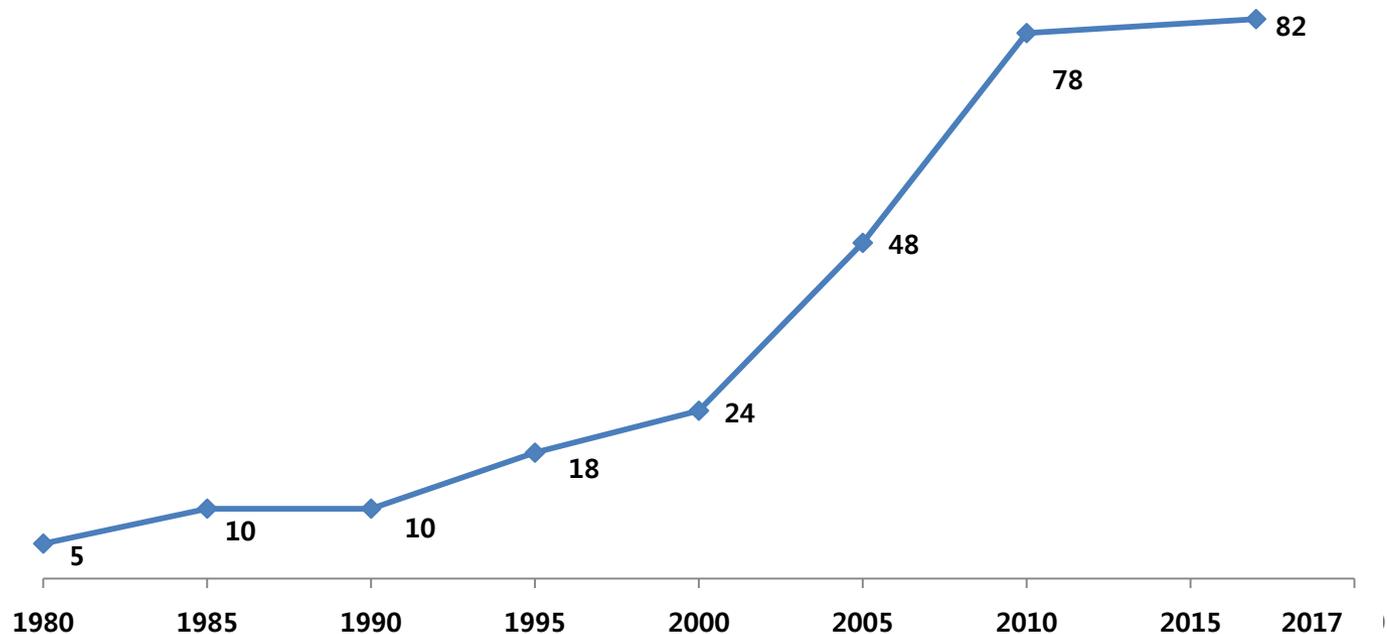
- 1965年延世大学校の歯科病院の医療技術学科で開始された。
- 歯科衛生(学)科開設の現況

区分	歯科衛生(学)科	学校数	人員
専門大学3年制	専門学士プロセス	54箇所	3,930人
大学4年制	学士プロセス	28箇所	1,160人
総計		82箇所	5,090人

2015 年基準

歯科衛生士教育制度

- 全国82の大学で、毎年5,000人程度の歯科衛生士が排出されている。





*印は、4年制大学です。

歯科衛生士: 免許と活動

- 歯科衛生士免許を取得
歯科衛生士免許の国家試験の受験資格は、
歯科衛生(学)科を卒業して学位を取得した者
に限り与えられる。
- 2015年 歯科衛生士 免許者の数は 66,741
人、実際の保健・医療機関に勤務する 歯科
衛生士は 28,134人と推定される。

活動機関



保健所・保健支所での活動: 1,300人

口腔保健教育

歯磨き習慣
形成と感染症の予防



豫防診療

フッ化物塗布
シーラント



学校の口腔保健室

教育と予防処
置を続け口腔
ヘルスケア



高齢者の口腔 ヘルスケア

歯磨き教育
入れ歯管理
フッ化物塗布
スクレーピング



保健所での口腔保健施設と 学校での口腔保健室

区分	小計	保健所		学校		
		口腔保健センター	口腔保健室	小学校 口腔保健室	特殊学校 口腔保健室	小学校 歯磨き施設
ソウル	16	5	10	-	-	1
釜山	37	1	16	13	2	7
大邱	12	-	5	6	1	-
仁川	31	-	10	15	2	4
光州	16	2	5	7	2	-
大田	14	-	4	7	-	3
蔚山	19	1	3	13	2	-

保健所・保健支所での活動



齒科病院・齒科医院



その他の活動

- 教育機関、国民健康保険審査評価院、学校保健所、産業付属歯科医院、医療院、口腔保健関係の研究機関、政府機関の職員、口腔衛生用品と歯科機材の製造会社、陸・海・空軍の下士官と軍務員、私設の研究所の研究員





감사합니다
THANK YOU
ありがとうございます